

令和4年分 医療費控除の明細書【内訳書】

事例①

医療費を補てんする保険金・高額療養費等を受け取った場合

は受けられません。

国税 太郎

生命保険や社会保険(高額療養費等)で補てんされた金額がある場合、
「(4)支払った医療費の額」を限度に、その金額を記載する。

(例) 支払った医療費: 220,000(A病院)
生命保険: 300,000(A病院に係る医療費に対するもの)
支払った医療費: 220,000 < 生命保険: 300,000
⇒ **220,000**と記載

うちその年中に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
320,000 円	① 130,000 円

記載されている場合がありますのでご注意ください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住

1

医療費が

2

医療費(上記以外)の明細

「医療を受けた

ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
国税 太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	220,000 円	220,000 円
国税 太郎	B病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000	20,000
国税 花子	C病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	40,000
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		0
2の合計			㊦ 370,000	㊧ 280,000

事例②

高額療養費等(複数の医療機関に係る医療費について支払われた補てん金)がある場合

高額療養費等(複数の医療機関に係る医療費について支払われた補てん金)がある場合は、以下の例のとおり按分計算する。

(例) 支払った医療費: 150,000(B病院: 50,000、C病院: 100,000)【5月1日~31日支払分】
高額療養費: 60,000【5月1日~31日支払分に係るもの】

- ① B病院分: $60,000 \times 50,000 / 150,000 = 20,000$
② C病院分: $60,000 \times 100,000 / 150,000 = 40,000$

医療費の合計	A (㊦+㊧)	690,000 円	B (㊦+㊧)	410,000 円
--------	---------	-----------	---------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	690,000 円	A
保険金などで補てんされる金額		410,000	B
差引金額 (A) - (B)	(マイナスのときは0)	280,000	C
所得金額の合計額		4,000,000	D
D) × 0.05	(赤字のときは0円)	200,000	E
E)と10万円のいずれか少ない方の金額		100,000	F
医療費控除額 (C) - (F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	180,000	G

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊨の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。